

京都市旅費条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年9月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 36 号

京都市旅費条例施行細則の一部を改正する規則

京都市旅費条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の発する」を「が発する」に、「よって行なわなければ」を「より行わなければ」に改め、同条第3項中「すでに」を「既に」に、「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更（取消しを含む。以下この条並びに次条第1項及び第4項において同じ。）をする」に、「場合に」を「とき」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項から第6項までを次のように改める。

- 4 第1項の規定による旅行命令及び前項の規定による旅行命令の変更は、任命権者が旅行命令簿に旅行に関する事項を記録することにより行う。
- 5 前項の規定にかかわらず、任命権者は、旅行命令簿に旅行に関する事項を記録する時間的余裕がないときは、その記録をすることなく、旅行命令を発し、又はその変更をすることができる。この場合において、任命権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記録しなければならない。
- 6 旅行命令簿は、庶務事務システム（電子計算機を利用して職員の勤務実績の報告、旅費の請求その他人事及び給与に関する事務を総合的に管理するための情報処理の仕組みで、行財政局総務部総務事務センター長が管理するものをいう。）により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成する。ただし、赴任に係る旅行命令を発する場合その他別

に定める場合は、別記様式により書面をもって作成する。

第2条に次の1項を加える。

7 前3項の規定は、任命権者が海外への出張に係る旅行命令を発し、又はその変更をするときは、適用しない。

第8条の見出し中「請求及び」を削り、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「概算払い」を「概算払」に、「前2項に規定する精算をしなければ」を「精算しなければ」に改め、同項を同条第1項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前項」に改め、「の請求もしくは精算追給または概算旅費」を削り、同項を同条第2項とする。

第9条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第2号様式及び第3号様式を削り、第1号様式を別記様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市旅費条例施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)